

第3期西原村
子ども・子育て支援事業計画
【令和7年度～令和11年度】

～子育てをみんなで支えあう 笑顔あふれる “にしはらむら”～

【素案】

令和7年2月

西原村

目次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の法的根拠	1
第3節 計画の対象.....	2
第4節 計画の位置づけ	2
第5節 計画の期間.....	3
第6節 計画の策定体制	3

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計で見る本村の状況	4
第2節 村内の幼稚園・保育所等の状況	11
第3節 アンケート調査結果からみる子育ての現状	14

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	21
第2節 基本視点.....	21
第3節 基本目標.....	21
第4節 施策の体系.....	22

第4章 計画の取組

基本目標 1 安心して子育てできる体制づくり	24
基本目標2 親と子の健康づくり	27
基本目標 3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり	31
基本目標 4 子どもが安心して育つ安全なむらづくり.....	34
基本目標 5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり.....	36

第5章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域の設定	39
第2節 量の見込みと確保方策.....	39

第6章 計画の推進と進捗管理

第1節 計画の推進体制.....	51
第2節 関係機関との連携	51
第3節 計画の進捗管理	51

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成29年では 1.43、令和4年では 1.26 と減少傾向が続いています。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

本村においては、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めるとともに、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、平成27年3月に「西原村子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期西原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、(1)地域における子育ての支援、(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進、(3)子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備、(4)職業生活と家庭生活の両立の推進、(5)子ども達の安全の確保、(6)要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進など、総合的な子育て支援に関する施策を展開し、各種事業の推進に努めてきました。

国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策をわが国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足し、子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととされました。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本村は、「第2期西原村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るために、「第3期西原村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の法的根拠

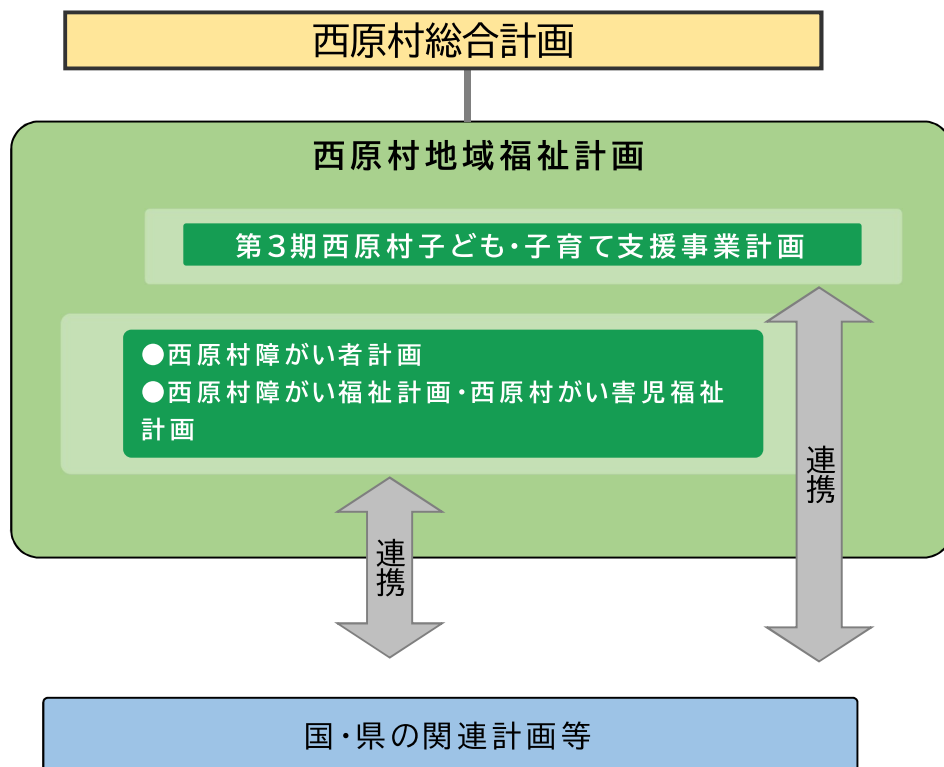
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条 2 項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

第3節 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、学校、地域、企業等すべての個人、及び団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とは概ね 18 歳未満とします。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、本村の最上計画である「西原村総合計画」をはじめ、地域福祉部門の上位計画である「西原村地域福祉計画」や、関連する「西原村障がい者計画」、「西原村障がい福祉計画・西原村障がい児福祉計画」等との整合性を図り策定しました。



第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本村の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本村においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

■計画期間について

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 西原村子ども・子育て支援事業計画					第3期 西原村子ども・子育て支援事業計画				

第6節 計画の策定体制

1.子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本計画の策定にあたっては、住民福祉課が事務局を務める「西原村子ども・子育て会議」の中で、委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

2.アンケート調査の実施

村民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和6年5月にアンケート調査を実施しました。

3.パブリック・コメントの実施

本計画に対する村民の意見を広く聴取するために、令和7年2月18日から令和7年3月3日までの期間でパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

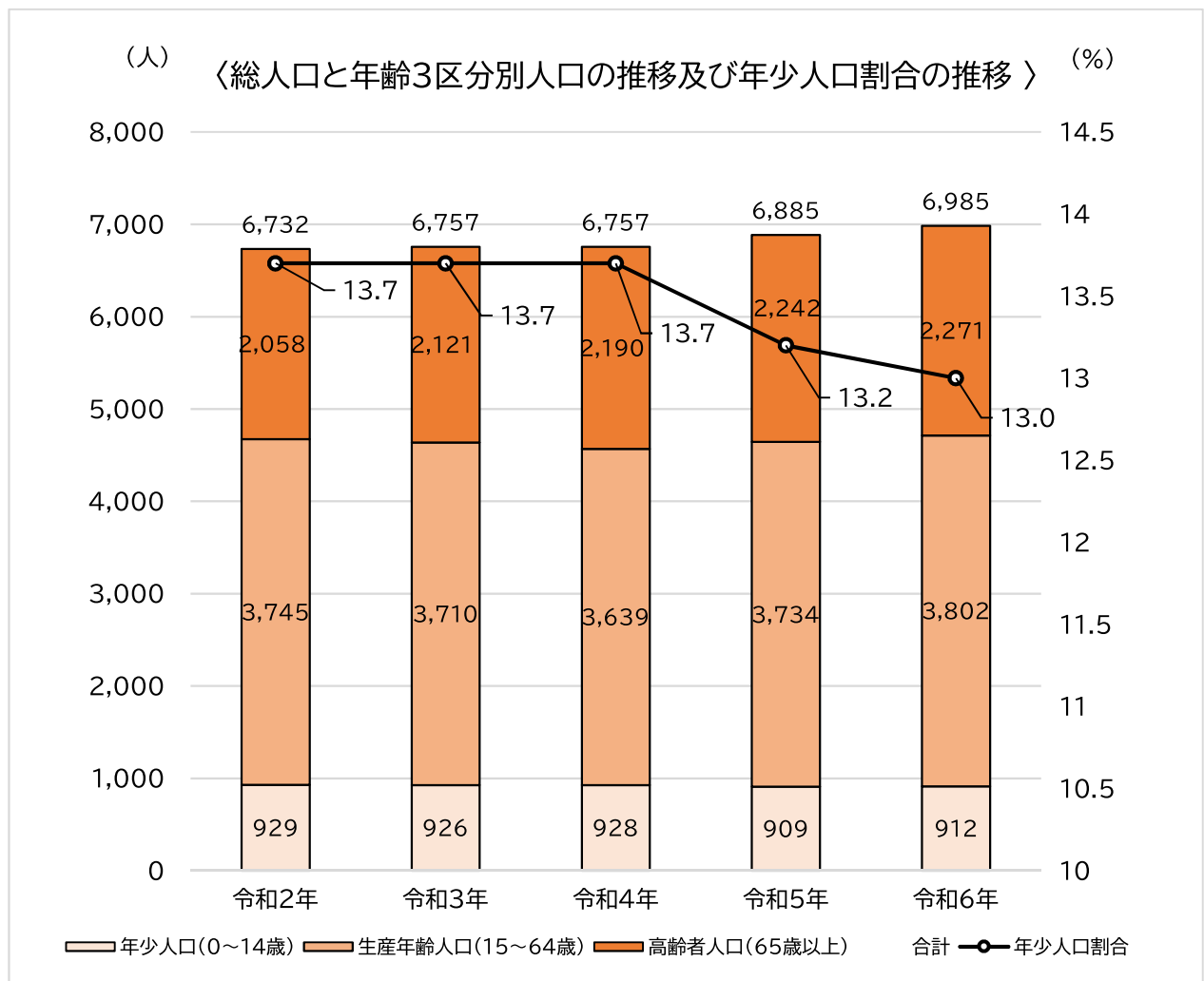
第1節 統計で見る本村の状況

1.人口の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本村の総人口は、増加傾向で推移し、令和6年で6,985人と、令和2年の6,732人と比べて253人の増加となっております。

年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口及び生産年齢人口はやや増加傾向で推移している一方で、年少人口は横ばいで推移しています。令和6年の年少人口は912人と、令和2年の929人と比べて17人の減少で、年少人口の割合は13.0%となっております。

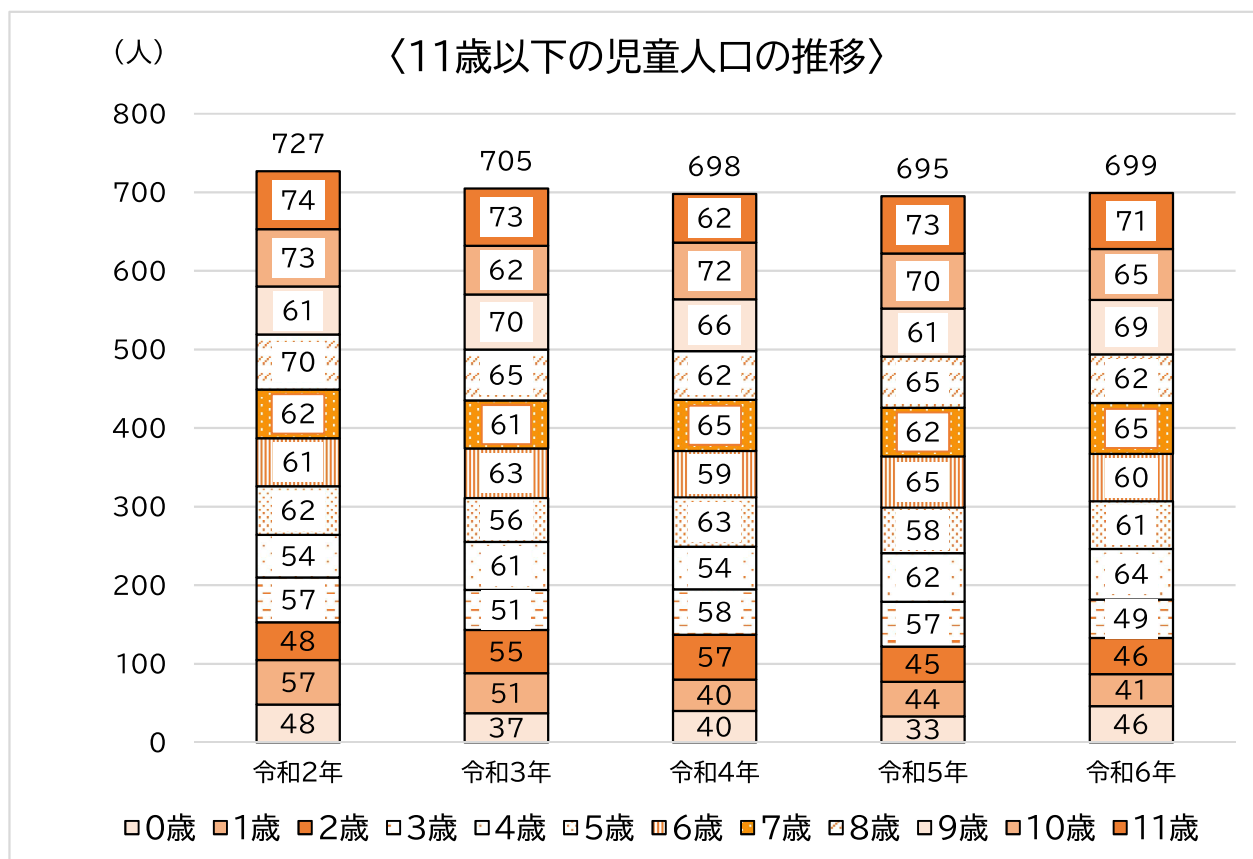
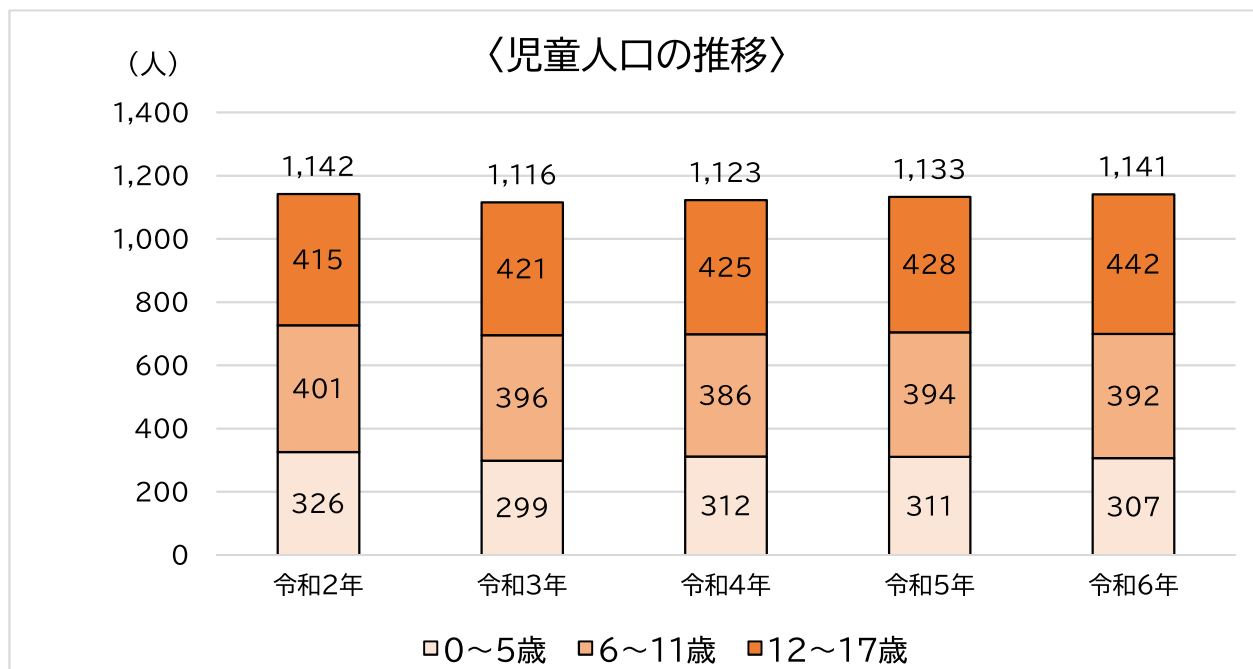


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 児童人口の推移

本村の児童人口は、横ばいで推移し、令和6年で1,141人となっています。

11歳以下の児童人口(乳幼児及び小学校児童)は、令和6年で699人と、令和2年の727人と比べて28人の減少となっています。

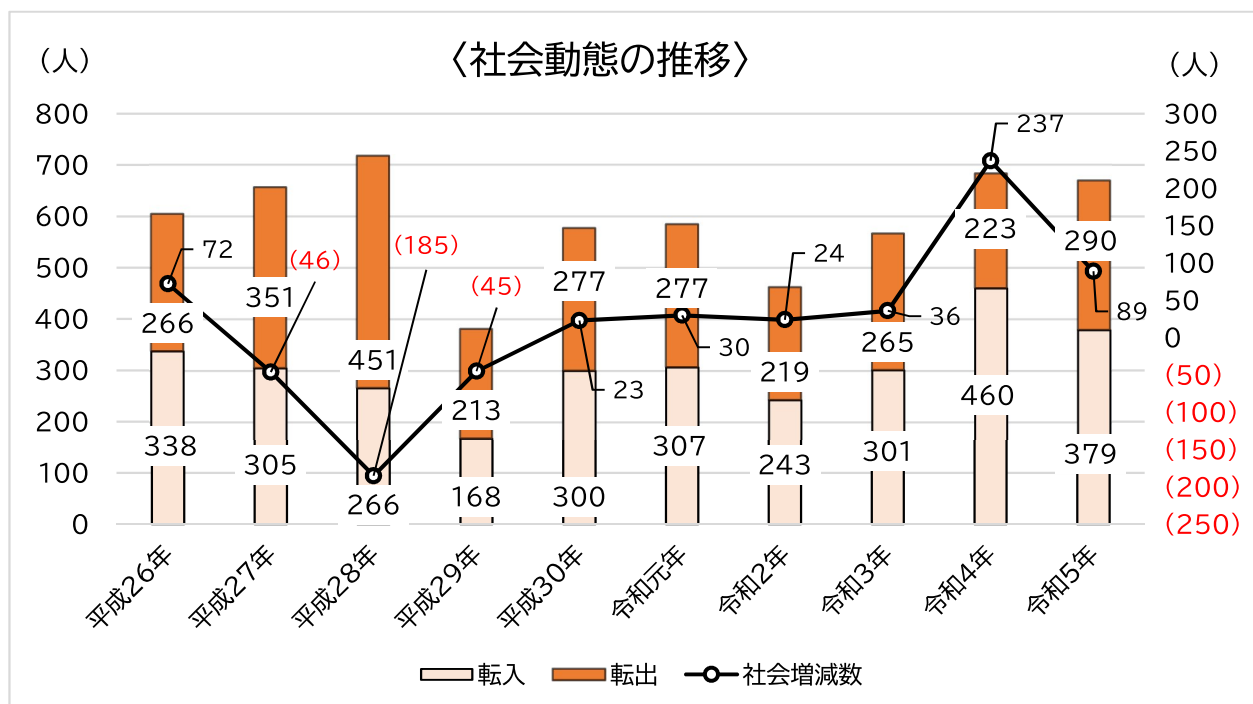
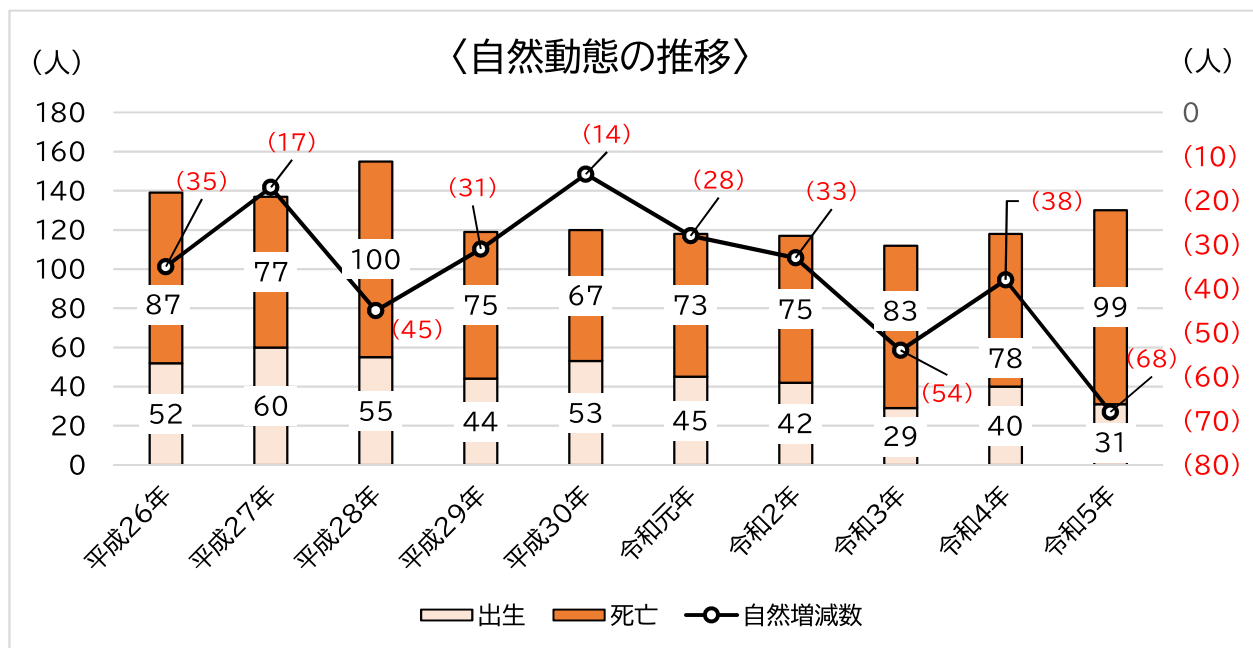


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 自然動態・社会動態の推移

自然動態(出生・死亡による人口動態)は、マイナスで推移しており、令和5年は68人のマイナスとなっています。

社会動態(転入・転出による人口動態)は、平成27年、平成28年、平成29年を除き、プラスとなっており、令和5年は89人のプラスとなっています。

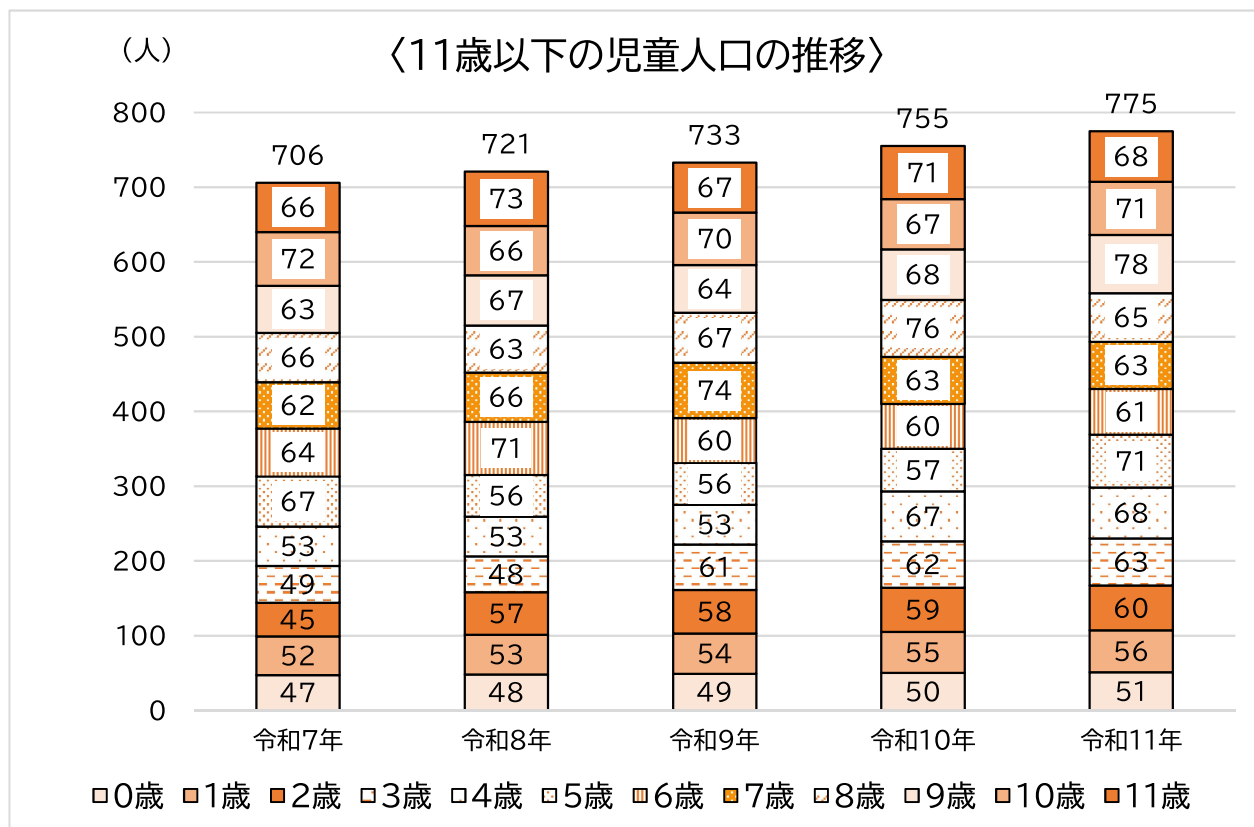


資料:住民基本台帳(各年12月31日現在)

2.人口の推計

(1) 11歳以下の児童人口の推計

推計児童人口(乳児及び小学校児童)については、令和11年には0～5歳が369人、6～11歳が406人になると予測されます。



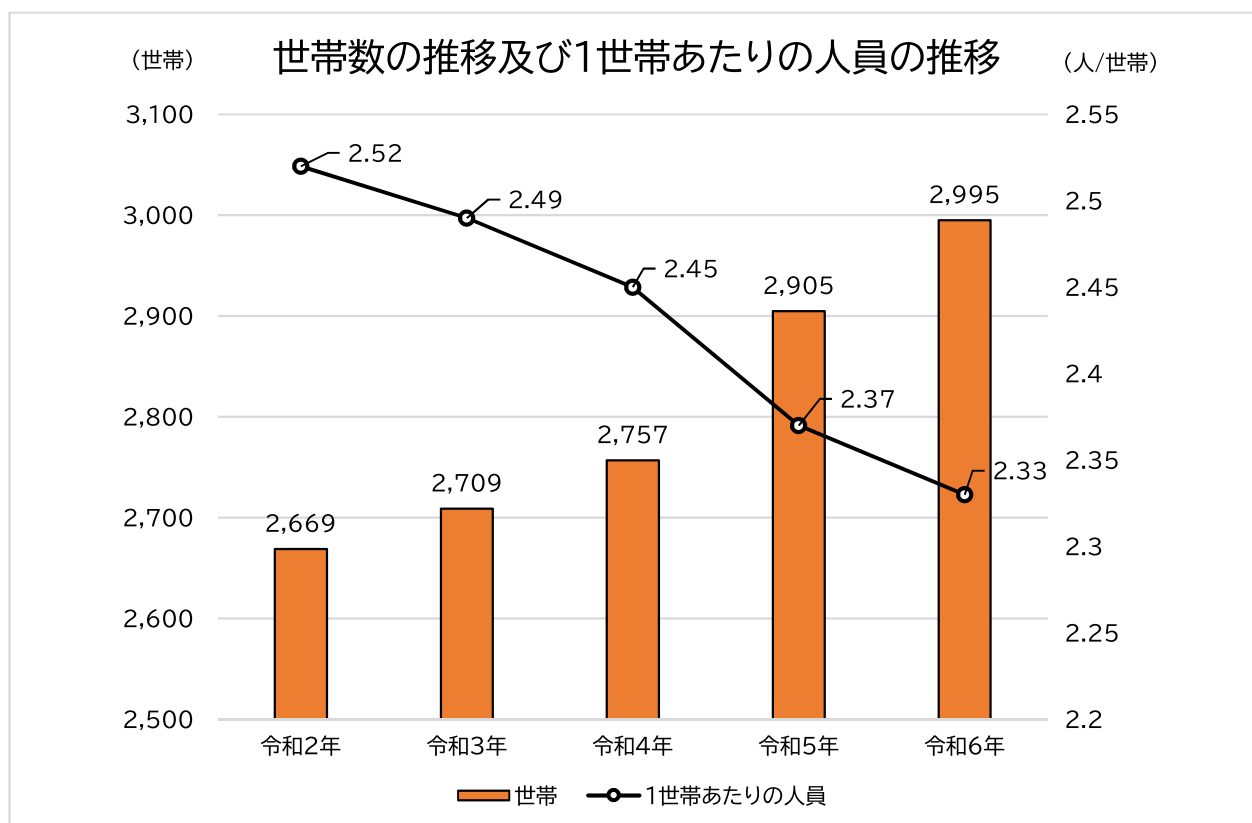
資料：各年4月1日現在(コーホート変化率法による推計値)

3.世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本村の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で2,995世帯となっています。
令和2年の2,669世帯と比べて326世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、減少傾向で推移し、令和6年は2.33人となっています。

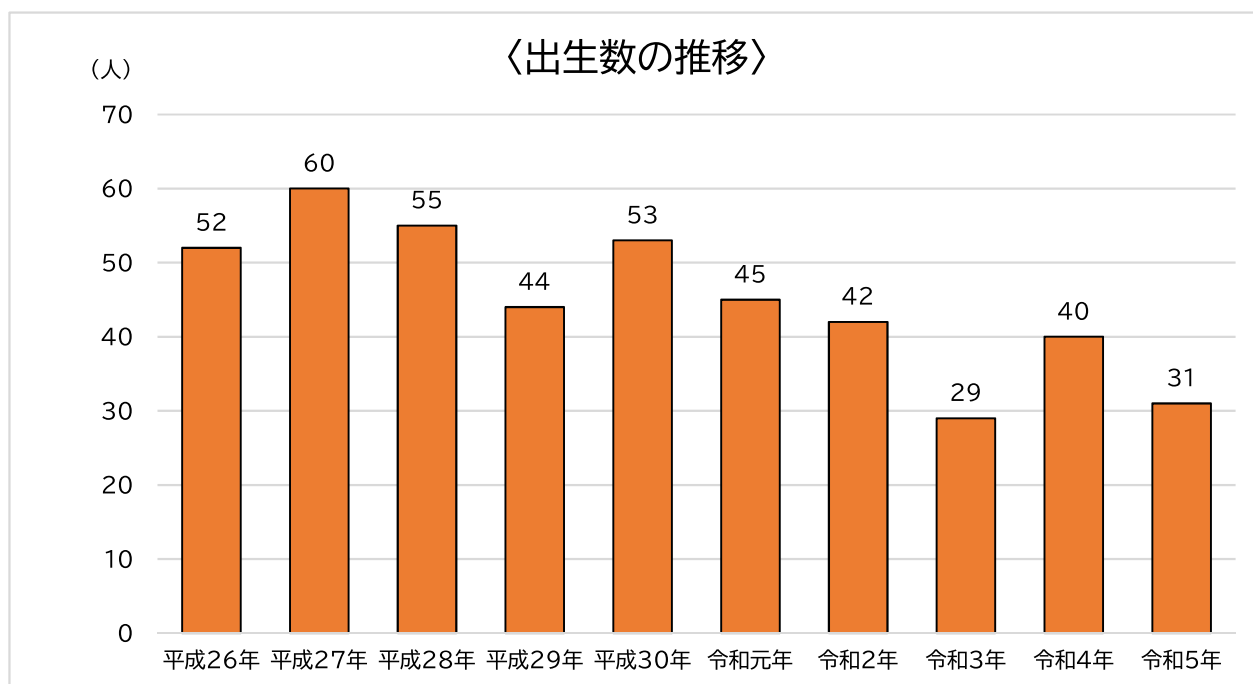


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

4.出生の状況

(1) 出生数の推移

本村の出生数は、増加と減少を繰り返しながら推移しているものの、相対的には減少傾向で推移しており、令和5年は31人となっています。

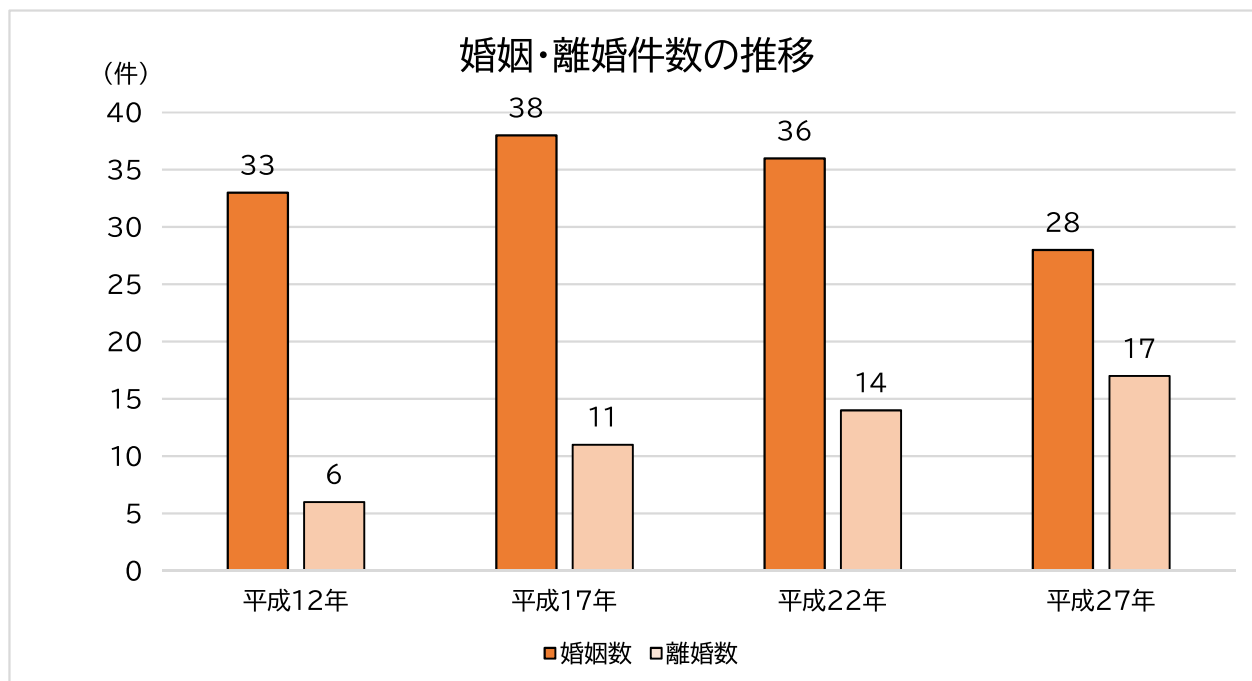


資料:住民基本台帳(各年12月31日現在)

5. 婚姻の現状

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本村の婚姻件数は、30件前後で推移していますが、離婚件数は年々増加しています。



第2節 村内の幼稚園・保育所等の状況

1. 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

本村における幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)は、令和6年5月1日現在で0か所となっています。近隣市町村にて委託を行っており、令和6年の委託人数は17人となっています。

〈村内の幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用状況〉

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	0	0	0	0	0
定員	0	0	0	0	0
在園児童数	0	0	0	0	0
広域入所 施設数	3	4	3	2	3
広域入所 児童数	22	19	20	20	17
3 歳	6	6	4	6	5
4 歳	5	7	7	5	6
5 歳	11	6	9	9	6

資料:住民福祉課(各年5月1日現在)

2. 保育所・認定こども園(保育所部分)

本村における認可保育所及び認定こども園(保育所部分)は、令和6年5月1日現在で2か所となっています。入所児童数は、横ばいで推移しており、令和6年度は228人となっています。

〈村内の保育所・認定こども園(保育所部分)の利用状況〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	2	2	2	2	2
定員	250	250	250	250	250
入所児童数	234	231	234	221	228
0歳	12	9	10	8	8
1歳	32	37	28	32	34
2歳	41	42	47	37	39
3歳	51	43	49	46	42
4歳	48	53	46	51	54
5歳	50	47	54	47	51

資料:住民福祉課(各年5月1日現在)

3.小学校

本村における小学校は、令和6年5月1日現在で2校となっています。児童数は、横ばいで推移しており、令和6年度は396人となっています。

〈村内の小学校の状況〉

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
学校数	2	2	2	2	2
学級数	27	25	25	24	24
児童数	402	396	389	394	396
1 年生	61	63	59	65	61
2 年生	64	62	65	61	65
3 年生	68	66	63	65	63
4 年生	62	70	67	62	69
5 年生	72	63	72	69	67
6 年生	75	72	63	72	71

4.中学校

本村における中学校は、令和6年5月1日現在で1校となっています。生徒数は、増加と減少を繰り返しながら推移しているものの、相対的には減少傾向で推移しており、令和6年度は 207 人となっています。

〈村内の中学校の状況〉

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
学校数	1	1	1	1	1
学級数	8	10	12	11	12
児童数	202	223	232	213	207
1 年生	78	76	75	60	71
2 年生	69	78	77	76	60
3 年生	55	69	80	77	76

第3節 アンケート調査結果からみる子育ての現状

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

「第3期西原村子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、村民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

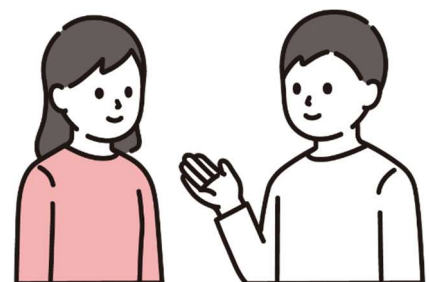
(2) 調査対象者

調査区分	調査対象
調査対象者	未就学児・就学時の保護者
調査時期	令和6年5月

(3) 実施概要・調査結果

●調査方法：郵送配布・郵送回収

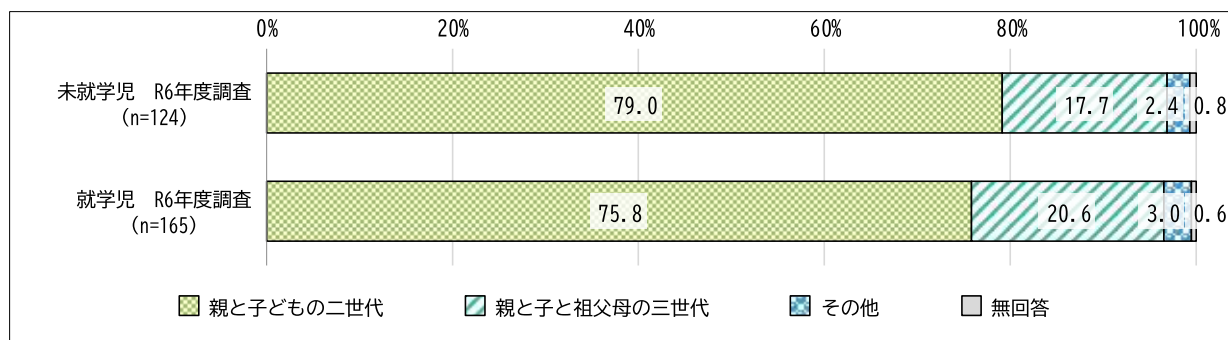
調査区分	配布数	回収数	有効回収率
未就学児	311件	124件	39.9%
就学児	395件	165件	41.8%



2.就学前児童・就学児童の調査結果

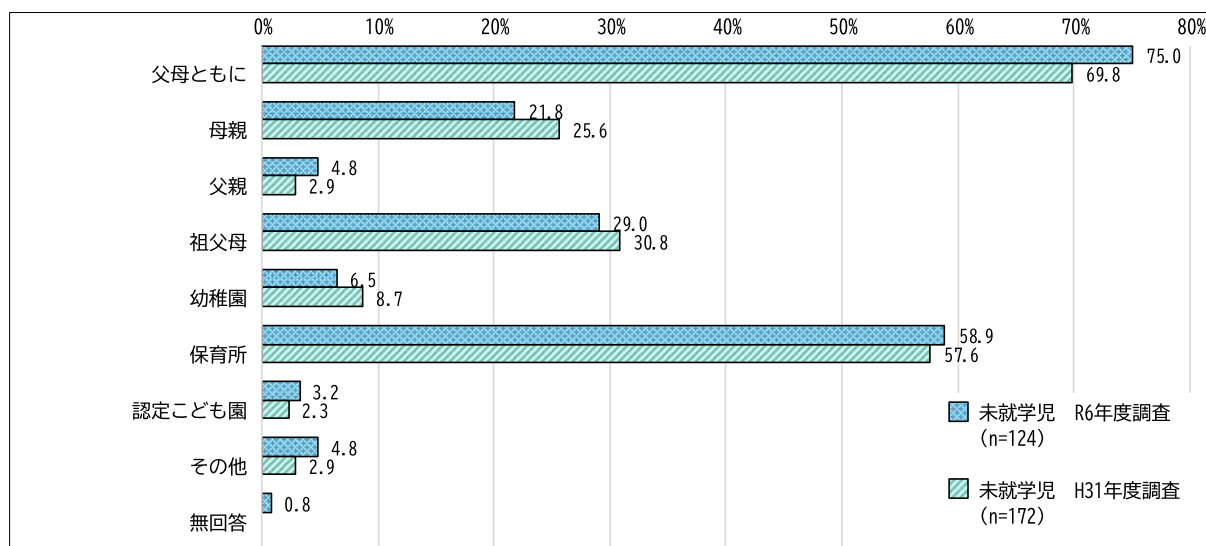
(1) 世帯構成

○未就学児及び就学児ともに「親と子どもの二世帯」(未就学児:79.0%、就学児:75.8%)が最も高く、次いで「親と子と祖父母の三世帯」(未就学児:17.7%、就学児:20.6%)となっています。



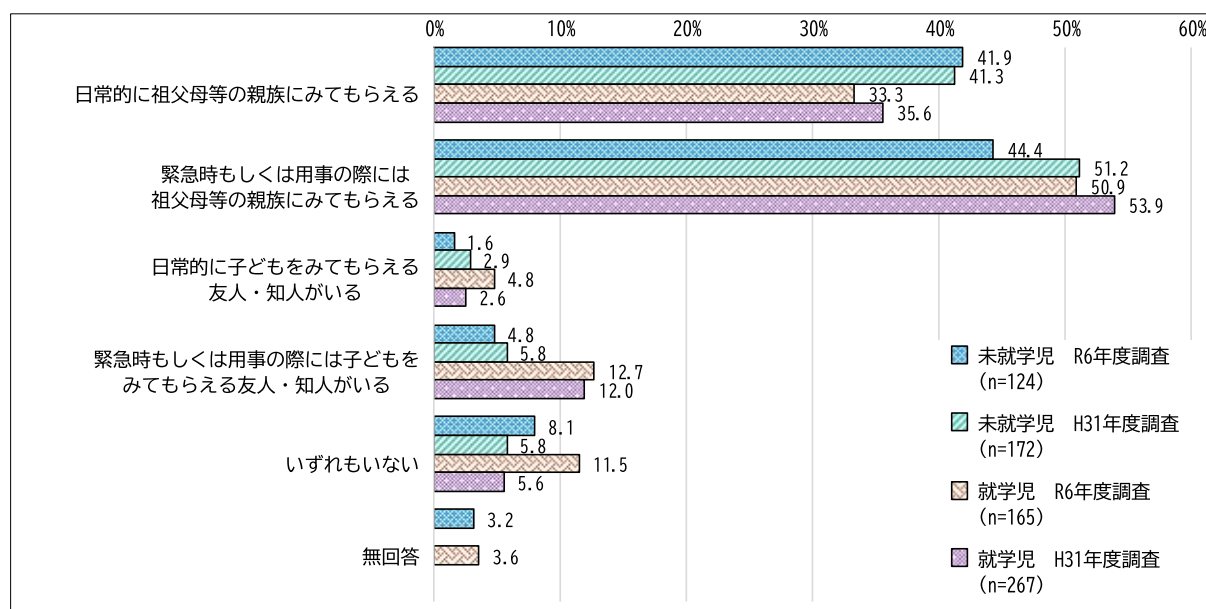
(2) お子さんの子育て(教育を含む)に、日常的に関わっている人・施設

○「父母ともに」が最も高く、次いで「保育所」となっています。



(3) お子さんをみてもらえる親族・知人

○未就学児及び就学児ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(未就学児:44.4%、就学児:50.9%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(未就学児:41.9%、就学児:33.3%)となっています。

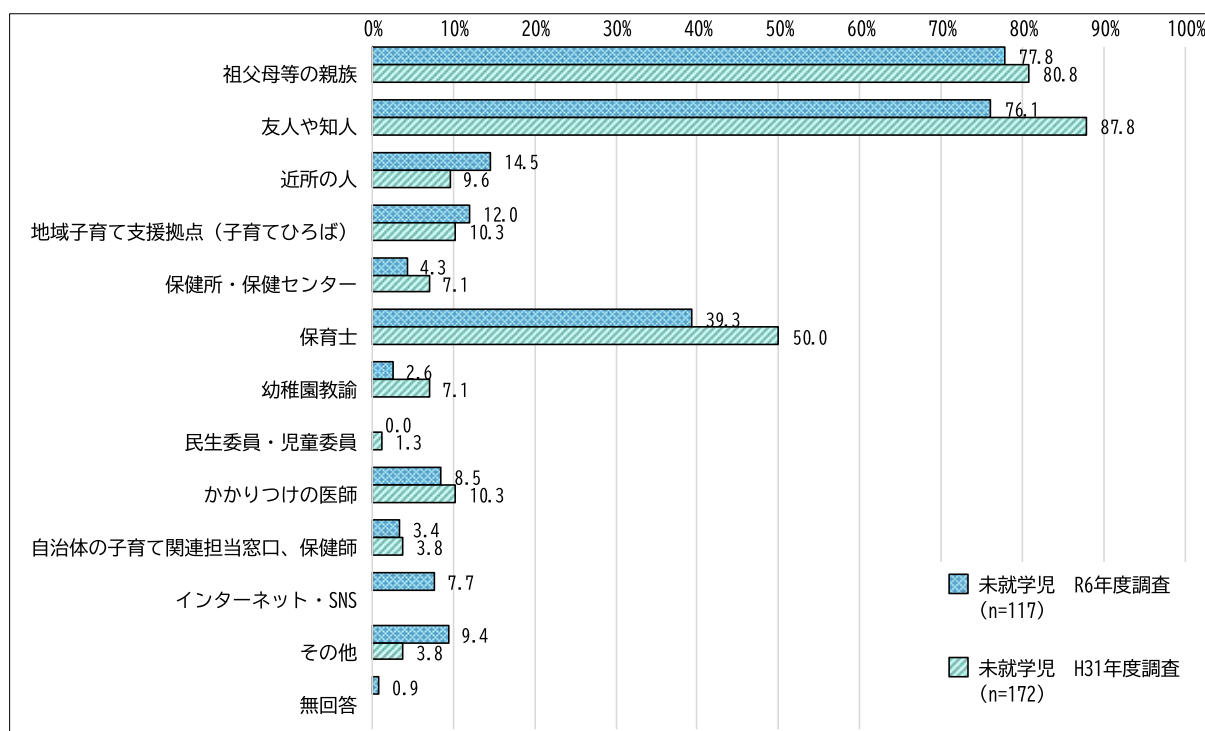


(4) 子育てに関する相談先

◆未就学児

○未就学児では「祖父母等の親族」が 77.8%と最も高く、次いで「友人や知人」76.1%、「保育士」39.3%となっています。

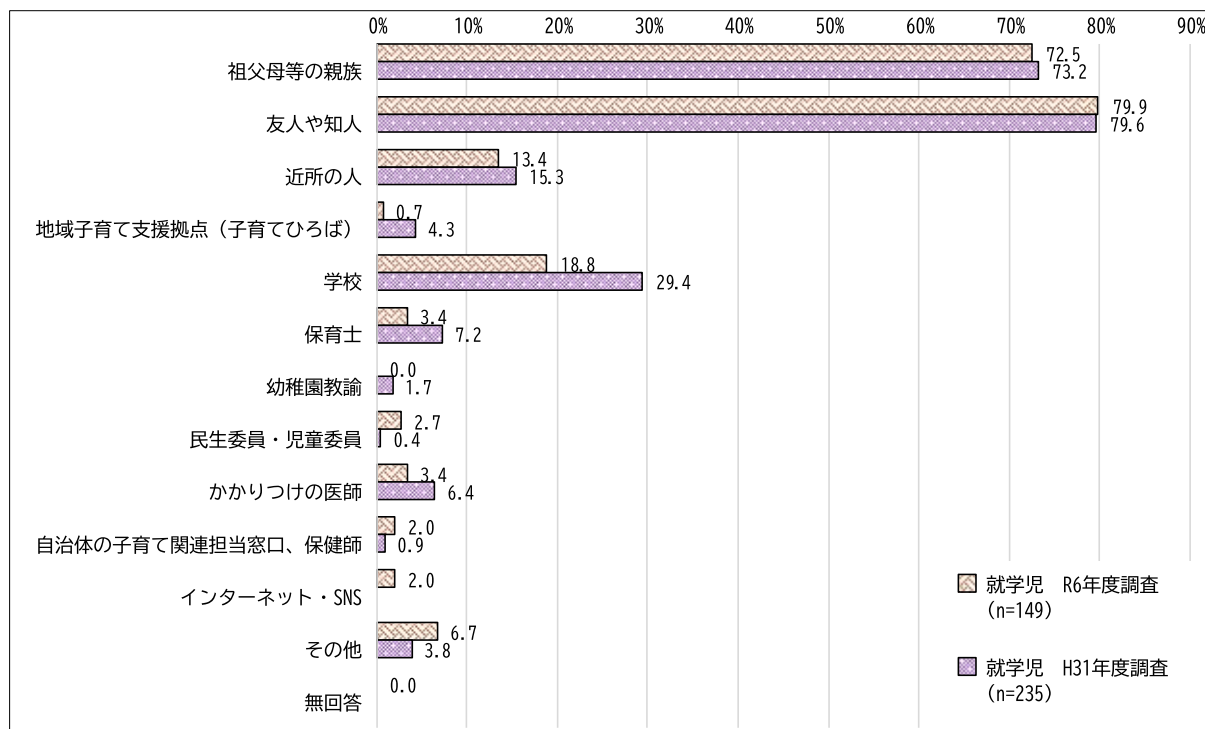
○前回調査との比較をみると、「友人や知人」「保育士」が 10 ポイント以上低くなっています。



◆就学児

○就学児では「友人や知人」が 79.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」72.5%、「学校」18.8%となっています。

○前回調査との比較をみると、「学校」が 10.6 ポイント低くなっています。



(5) 1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」、およびその家を出る時刻と帰宅時刻

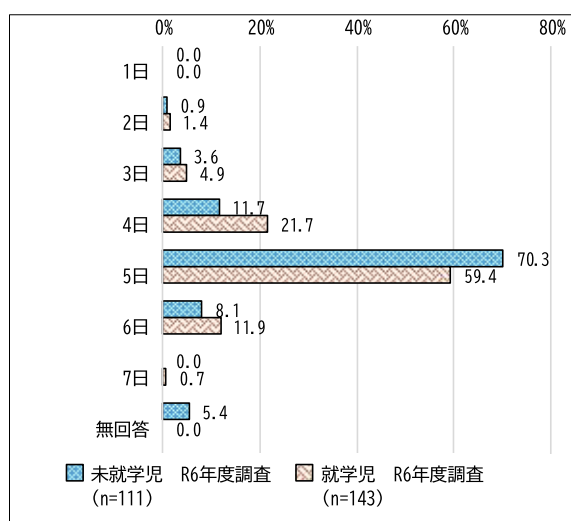
◆母親

○1週当たりの就労日数では、未就学児及び就学児ともに「5日」(未就学児:70.3%、就学児:59.4%)が最も高くなっています。

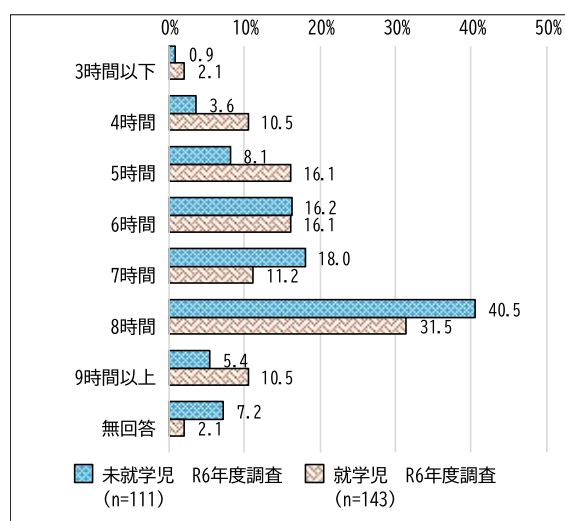
○1日当たりの就労時間では、未就学児及び就学児ともに「8時間」(未就学児:40.5%、就学児:31.5%)が最も高くなっています。

○家を出る時刻については、未就学児及び就学児ともに「8時台」、帰宅時刻では未就学児は「18時台」、就学児は「17時台」が最も高くなっています。

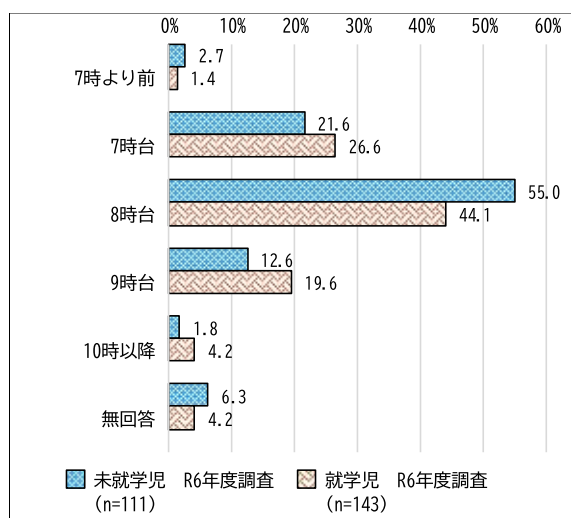
【1週当たりの就労日数】



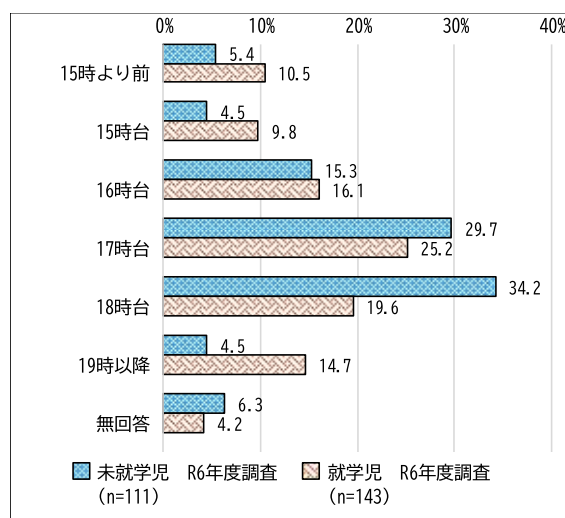
【1日当たりの就労時間】



【家を出る時刻】



【帰宅時刻】



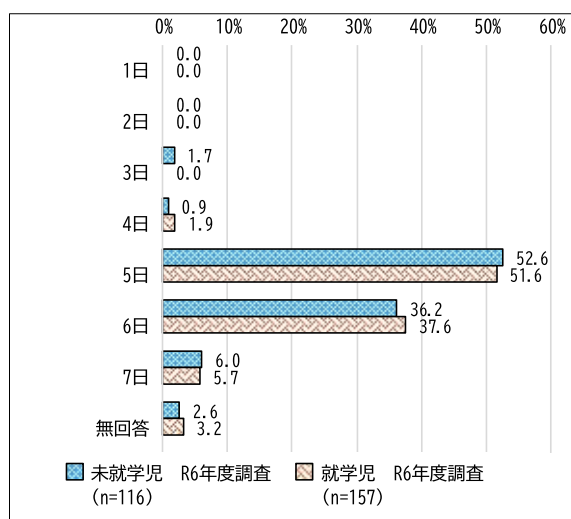
◆父親

○1週当たりの就労日数では、未就学児及び就学児ともに「5日」(未就学児:52.6%、就学児:51.6%)が最も高く、次いで「6日」(未就学児:36.2%、就学児:37.6%)となっています。

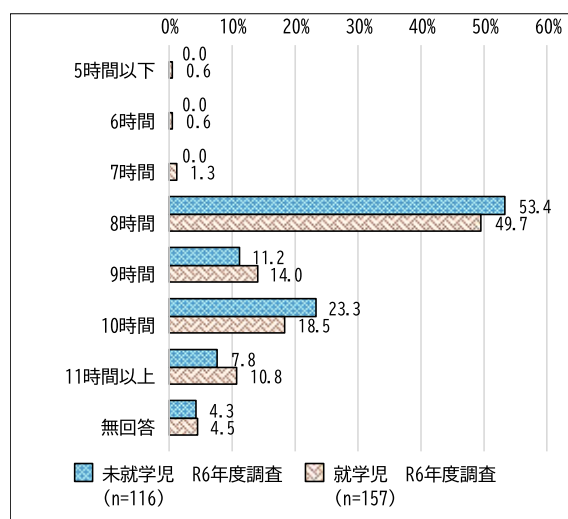
○1日当たりの就労時間では、未就学児及び就学児ともに約5割が「8時間」と回答しています。

○家を出る時刻については、未就学児では「7時台」・「8時台」、就学児では「7時台」が高く、帰宅時刻については、未就学児は「18時台」、就学児は「19時台」が最も高くなっています。

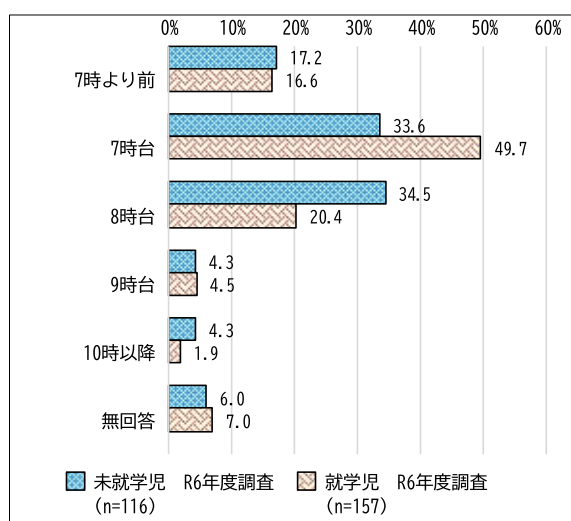
【1週当たりの就労日数】



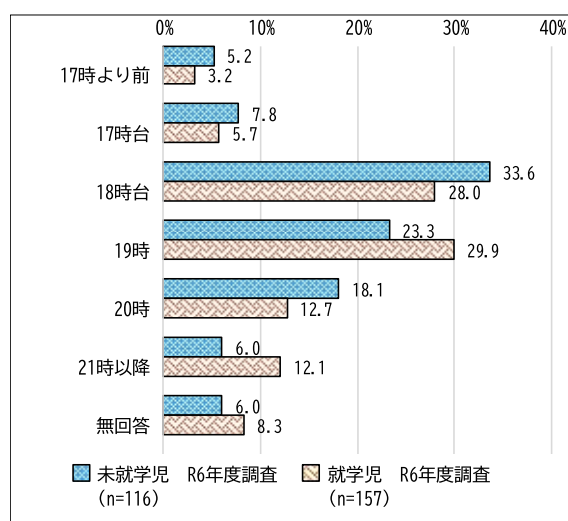
【1日当たりの就労時間】



【家を出る時刻】



【帰宅時刻】



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子育てをみんなで支えあう
笑顔あふれる “にしはらむら”

第2節 基本視点

★基本理念に基づき、基本計画を推進していきます。

- | | |
|-------|-----------------|
| 基本視点1 | 地域における子育ての支援 |
| 基本視点2 | 子育てを支える地域づくり |
| 基本視点3 | 子どもが健やかに育つ環境づくり |

第3節 基本目標

★国から示された基本指針などを踏まえ、適宜、見直し・修正します。

- | | |
|-------|-------------------------|
| 基本目標1 | 安心して子育てできる体制づくり |
| 基本目標2 | 親と子の健康づくり |
| 基本目標3 | 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり |
| 基本目標4 | 子どもが安心して育つ安全なむらづくり |
| 基本目標5 | 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり |

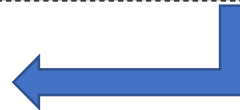
第4節 施策の体系

当村の施策体系を検証し、国の基本指針を踏まえて、追加や変更などが必要な項目について随時検討していきます。

基本目標1 安心して子育てできる体制づくり

1. 地域における子育て相談体制の充実
2. 地域における子育て支援の充実
3. 幼児期の教育・保育などの充実
4. 子育てと仕事の両立の推進

【こども家庭センターの設置】



基本目標2 親と子の健康づくり

1. 妊婦の時からの子どもと母親の健康支援
2. 健康づくりのための「食の支援」及び「食育」の推進
3. 思春期の保健対策の充実
4. 小児医療の充実

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

1. 子どもの健全育成
2. 子どもの学びの充実
3. 地域の教育支援の充実

基本目標4 子どもが安心して育つ安全なむらづくり

1. 子どもの安全の確保
2. 子育てを支援する生活環境の整備
3. 有害環境対策の推進

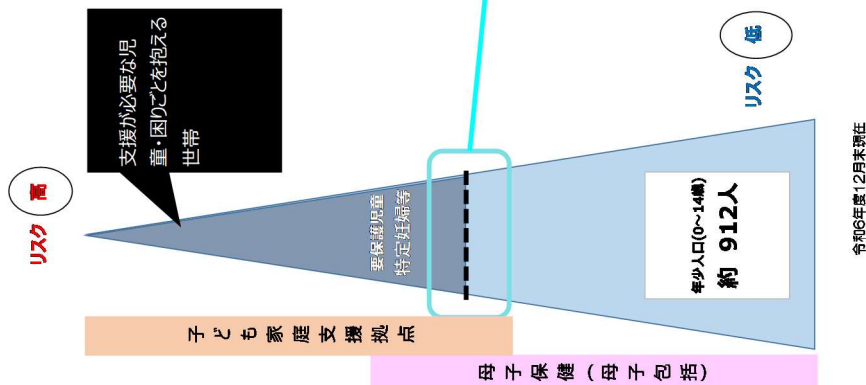
基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

1. 児童虐待防止対策の強化
2. ひとり親家庭支援の充実
3. 困難を抱える子ども・家庭への支援
4. 特別な支援を要する子どもへの支援の充実

西原村 児童福祉と母子保健の一体的支援(連携・協力)に関する計画書

こども家庭センターにおける児童福祉と母子保健の役割

国の連携・協カイメージ図改変



◎こども家庭センターに求められるもの

- ・多様な家庭環境等に関する支援体制の充実と強化を図るための地域資源との連携
- ・妊娠期から子育てや子どもに関する相談を受けて、支援につなぐためのマネジメントする人材（専門性：社会福祉士・精神福祉士、療育相談員、心理相談員、保育士）との連携

◎情報共有

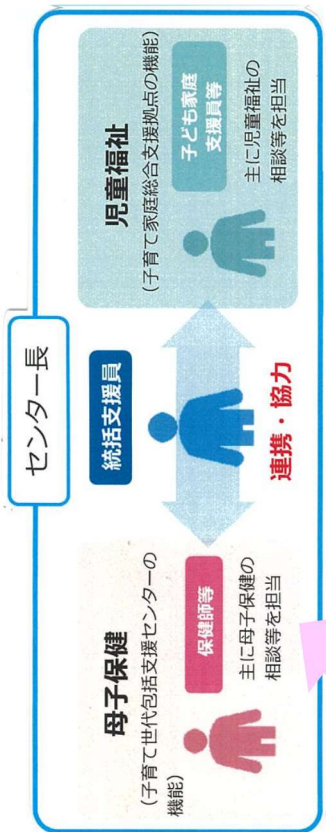
統括支援員、保健師、子ども家庭支援員等とケース会議

統括支援員を中心として、各家庭の情報や課題を保健師と子ども家庭支援員等が共有し、課題解決に向けた支援へとつなぐ。

①保健師等による支援の必要な家庭の把握

妊娠の届時の面談や、2ヶ月児訪問、乳幼児健診等の機会を通して、保健師等が支援の必要な家庭を把握。

保健師はすべての子育て家庭に対し、「お母さんお父さん自身が子の状況を判断して、健康を保持できるよう支える」ことが役割。



①母子保健ができる虐待を防ぐためのリスク把握

事業	項目	リスク
母子手帳交付	○母子健康手帳交付が遅い(妊娠16週以降)	○社会的な支援 親戚等からの孤立
	○若年(10代)の妊娠	○家族構成 家族の健康状態の悪化
	○家族構成(未婚学児、多胎児を含む子どもを多く抱える家庭、ひとり親、DVの問題)	○児童福祉委員 児童福祉法から情報提供
	○母親の健康状態(精神疾患、抑うつ状態、糖尿病・高血圧等の既往)	
妊娠時期	○妊娠期の健康状況(妊娠糖尿病・妊娠高血圧、体重管理)	
出産時	○産科医療機関等からの情報(未熟児、育児不安)	
2ヶ月児訪問	○産後マタニティブルー、産後うつ	
育児相談	○育児支援の不足	
	○育児不安	
	○初産婦、若年夫婦、外国籍の方の育児環境(価値観の違いなど)	
乳幼児健診	○子どもとの関わり方、発達の違い(言葉の遅れ、落ち着かない、我慢ができない)	
	○子どもの体調(体重の増減、外傷の有無)	
	○乳幼児健康診査が未受診	

令和7年度 西原村 児童福祉と母子保健の一体的支援(連携・協力)に関する計画書

第4章 計画の取組

基本目標 1 安心して子育てできる体制づくり

(1) 地域における子育て相談体制及び支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育てひろばにおいて、子育ての相談やサポート、地域の子育て情報の提供、子育てサークルやイベントの開催・支援等を行います。また、親子や乳幼児、小中学生など異なる年齢層の人たちの交流を促進しながら、親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互い悩みを打ち明け相談しあう場の提供に努めます。	保健衛生課 住民福祉課
子ども・子育て支援に関する情報の提供	村のホームページや広報を活用して、子どもや子育てに関する情報をどの世代にもわかりやすい形で継続して発信します。	保健衛生課 住民福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	事業の普及啓発に努めることで、地域との連携のもと、育児援助を行うファミリー・サポート・センター事業の推進を図ります。	住民福祉課
こども家庭センターの設置	児童福祉と母子保健の一体的な支援を行います。また、妊娠期から子育てや子どもに関する相談を受けて、問題解決するための支援を行います。	保健衛生課 住民福祉課

(2) 地域における子育て支援の充実

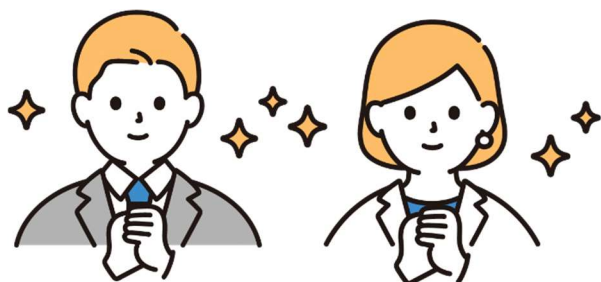
事業・施策	展開方向	担当課
子育てサークル育成事業	個別に活動している子育てサークルに対して、年間事業計画を基に、サークル活動の支援を行います。	住民福祉課
子育て家庭への支援	参加体験型の学習「親の学び」プログラムを通して、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学び、親も子も成長できるよう支援を行います。	教育委員会 保健衛生課 住民福祉課

(3) 幼児期の教育・保育などの充実

事業・施策	展開方向	担当課
教育・保育の経済的負担の軽減	幼児教育・保育の無償化を引き続き実施するとともに、それに伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付を行います。	住民福祉課
保育所・幼稚園の施設整備	適切な遊具の選定と整備、自然環境の整備を行うことにより、就学前児童の遊び環境の安全と安心を確保し、創造性を育む環境を充実します。また、民間保育施設の整備に対して検討します。	住民福祉課
延長保育事業	保護者のニーズに対して、認可保育所で延長保育を実施します。	住民福祉課
一時預かり事業	保護者の病気や用事などによる一時的な保育のニーズに応えるため、一時預かりサービスを提供します。	住民福祉課
病児・病後児保育事業	本村での実施はありませんが、熊本市と広域連携により市の施設を利用することができます。	住民福祉課
教育・保育事業の提供体制の充実	多様な保育ニーズに応えるため、村内の保育所と協力して、幼児教育・保育の連携を図った整備を進め、教育保育事業の提供体制を強化します。	住民福祉課
保育士の確保	待機児童が発生しないよう保育園の受入れ態勢の強化の支援を行います。 また、安心・安全な保育を提供するためには保育士の確保が必須であり、今後、広報活動や保育士を確保するための方策会議を行うよう検討します。	住民福祉課

(4) 子育てと仕事の両立の推進

事業・施策	展開方向	担当課
男女共同参画による子育ての促進	「第2期西原村男女共同参画計画」の目指す将来像『みんなが住みよくお互いに尊重しあうむらにしはら』の実現に向けて、男女が平等にむらづくりに参画できる取組を行います。 また、各家庭で子育て・家事を男女が協力しあえるような意識・啓発を行います。	教育委員会 住民福祉課
放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)	共働きなどで昼間に保護者が不在の小学6年生までの児童を対象に、子どもの自主性や社会性を一層高めるため、「遊びの場」や「生活の場」としての機能の充実を図ります。	住民福祉課



基本目標2 親と子の健康づくり

(1) 妊婦のときからのこどもと母親の健康支援

事業・施策	展開方向	担当課
切れ目のない支援の充実・利用者支援事業	妊娠期から母体と胎児の健やかな成長・発達に向けて、母子手帳発行から胎盤の血管を守る学習を行い、全ての妊婦に対し妊娠 8 ヶ月では健康状況確認や相談支援を行います。	保健衛生課
妊婦健康診査事業	R2 年から R5 年にかけて、妊娠糖尿病や BMI25 以上、妊娠中の高知血圧者の割合も増えてきており、今後生活習慣病のリスクが高いことが予測され、こうしたハイリスク者に対し、個別計画を作成し継続フォローを実施します。	保健衛生課
産後ケア・家事支援事業	産後1年未満の者に対し、育児に不安を持つ者がサポートを受けられる体制として産後ケア事業（訪問型・通所型・宿泊型）、家事支援を利用することで、不安を解消して育児を送れるよう一部費用を助成します。	保健衛生課
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	産後2ヶ月の母子に対し全戸家庭訪問を行い、児の成長発達を確認し健やかな生活習慣の確立と、産後の母親の回復に向けて支援を実施します。	保健衛生課
乳幼児健康診査事業	大脳の発達に向けた基本的な生活習慣の確立と、順序を持って離乳食期を進めていくことで、心身の成長発達に向けた支援をします。 3 か月、4 か月、7 ヶ月、8 ヶ月、1 歳児、1 歳半児、2 歳児、3 歳児、5 歳児に対し実施します。	保健衛生課
乳幼児相談事業	保健師による運動発達や情動のコントロールに向けた支援、心理相談員による個別面談にて子どもが育つ力を引き出すための支援を実施します。	保健衛生課

予防接種の実施	乳幼児期から感染症の発症と重症化予防に向けた、予防接種事業を行います。接種状況を確認し、必要な時期に積極的な受診勧奨を実施します。	保健衛生課
---------	---	-------

(2) 「食の支援」の推進

事業・施策	展開方向	担当課
離乳食教室の開催	離乳食期において味覚・咀嚼(そしゃく)・嚥下機能(えんげきのう)・消化機能を獲得できるよう、具体的なことを学習し、健やかな体づくりを支援します。 ひよこ学級 4 ヶ月、8 ヶ月(離乳食中期を試食)、10 ヶ月離乳食相談を実施します。	保健衛生課
保育所における食育の推進	学校保健担当者会にて、保育園での食の実態を共有し、乳幼児健診で成長に必要な量や、糖質コントロールの必要性を学ぶ場を実施します。	保健衛生課
学校における食育の推進	中学 3 年生を対象に血液検査による生活習慣病健診の機会を提供し、健診後は個別に血液データを通して自身の体のことを振り返り、血液と食との関連を学ぶための情報提供します。	保健衛生課
栄養相談事業	管理栄養士による離乳食や子どもの肥満等に対する個別相談支援を実施します。	保健衛生課

(3) 思春期の保健対策の充実

事業・施策	展開方向	担当課
学校保健における指導の充実	性感染症や人工妊娠中絶などの性の問題や心の健康に関して、必要な知識を身につけるよう教育を通じた指導を強化します。	教育委員会
喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止教育の充実	保健学習を中心に関係機関と連携し、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育を推進します。	教育委員会
思春期の心の問題に対する相談体制の充実	心身に悩みを抱える児童や生徒の早期発見と早期対応を図るため、学校、教育委員会、保健衛生課、住民福祉課が連携し、子どもたちが相談しやすいような支援活動を進めます。	教育委員会 保健衛生課 住民福祉課

(4) 小児医療の充実

事業・施策	展開方向	担当課
乳幼児等医療費助成事業	子育ての経済的負担の軽減を図るため、0歳から高校3年生までの通院・入院医療費に対して助成を行います。	住民福祉課
子どもの健康管理等の啓発	子どもの健康管理の重要性や身近にかかりつけ医を持つことの必要性について啓発活動を行ないます。	保健衛生課
乳幼児全戸訪問事業・養育支援訪問事業	産後2ヶ月の母子に対し全戸家庭訪問を行い、児の成長発達を確認し健やかな生活習慣の確立と、産後の母親の回復に向けて支援します。また、必要に応じ、精神保健福祉士などの専門職と連携します。	保健衛生課

基本目標 3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

(1) 子どもの健全育成

事業・施策	展開方向	担当課
青少年健全育成団体の育成支援	学校・PTA等の関係団体と連携し、家庭教育の必要性をはじめ子ども達のことを考える学習機会の提供・支援を目的として、指導者・育成者、保護者等の各種研修会等への参加促進を行います。	教育委員会
子ども会活動の支援	子どもの健全育成及び地域を基盤とするコミュニティ活動推進のため、村子ども会連合会の活動支援を実施します。	教育委員会
交流事業に充実	広く村民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的として、青少年健全育成村民会議を実施します。	教育委員会
スポーツ振興事業	地域間での交流と健康増進を推進するため、村民球技大会や、スポーツフェスティバルなど、村の施設を活用した事業展開と活動支援を行います。	教育委員会
相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもが悩みを相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、学校、関係機関との連携を強化します。	教育委員会
いじめ防止対策の推進	西原村いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、いじめの予防と的確な対応に努めます。	教育委員会
小中学校修学旅行補助事業	西原村立小中学校で実施する修学旅行の際に、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援するため、修学旅行に要する経費の補助を行います。	教育委員会
学校給食費負担軽減補助事業	西原村立小中学校において実施する給食において、食材費等の価格高騰に関する給食費の値上げを防止するために要する経費に対し、補助を行います。	教育委員会

総合型クラブカラスポ	すべての世代がスポーツ・文化活動などに親しみ取り組むことで世代間のコミュニケーションや様々なスポーツ・文化体験することができます。	教育委員会
ジュニア育成連絡会補助金	村内で小・中学生を対象に設立・運営され、ジュニア育成連絡会に加入されているスポーツ文化団体(ジュニア団体)の活動を支援します。	教育委員会
スポーツ助成基金	県外におけるスポーツ大会等に出場する西原村立の小学校及び中学校の児童、生徒及び引率者(部活動)の費用を助成します。	教育委員会
全国大会等出場者激励金	西原村におけるスポーツ及び文化の普及並びに振興を図るため、全国大会等に出場する個人及び団体に激励金を交付します。	教育委員会

(2) 子どもの学びの充実

事業・施策	展開方向	担当課
学校教育の充実	社会の変化や生活環境の変化に対応できるよう、子どもたちの生きる力として確かな学力と豊かな人間性そして健康と体力の向上を目的に、学習意欲の向上を図りながら「生きる力」の醸成に向けた教育活動を実施します。	教育委員会
外国語教育推進事業	ALT や地域の人材等を活用し、小中学校における英語教育の推進を図ります。	教育委員会
西原村小中学校英語検定料補助事業	児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定を受検する児童生徒の受検料の補助を行います。	教育委員会

(3) 地域の教育支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
西原村賃貸住宅家賃補助事業	社会の変化や生活環境の変化に対応できるよう、子どもたちの生きる力として確かな学力と豊かな人間性そして健康と体力の向上を目的に、学習意欲の向上を図りながら「生きる力」の醸成に向けた教育活動を実施します。	教育委員会
河原小学校の児童の減少を防止する要綱による補助事業	河原小学校の児童の減少の防止を目的として、河原小学校区に転入し、河原小学校に通学する児童を受け入れた家庭及び西原村立小学校小規模特認校の取扱いに関する要綱による申請をし、承認を受けた児童を持つ家庭に対して補助を行います。	教育委員会

基本目標 4 子どもが安心して育つ安全なむらづくり

(1) 子どもの安全確保

事業・施策	展開方向	担当課
交通安全施設整備・道路整備事業	交通点検や住民からの要望に基づき、必要な交通安全施設(カーブミラー、ガードレール等)の設置を行います。	総務課 建設課
子育て家庭にやさしい設備の整備	親子が利用する施設に、授乳室やベビーキープ、おむつ替え用のベットなどの設置を推進します。	総務課
交通安全の推進	チャイルドシートの着用啓発や交通安全運動を積極的に展開し、交通安全教室等を開催します。	建設課 教育委員会
通学路等における安全確保	通学路や未就学児が園外活動などで利用する経路について、定期的な点検、交通安全設備の設置を行い、安全確保に努めます。	総務課 建設課 教育委員会
防災教育の推進	各地区での防災訓練や、学校での防災訓練を実施する際に、災害発生時の様々な状況を想定して訓練を行うことで、学校教員や児童生徒の災害対応力の向上を図ります。	総務課 教育委員会

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

事業・施策	展開方向	担当課
村営住宅における子育て世帯の優先入所	村営住宅の入居に際して、子育て世帯に対して優先的に入居を決定します。	総務課

(3) 有害環境対策の推進

事業・施策	展開方向	担当課
「子どもを守る 110 番の家・店」事業	子どもが身の危険を感じた際に、避難場所として駆け込める「子どもを守る 110 番の家・店」の充実及び啓発に努めます。	教育委員会
防犯対策の推進	防犯灯や防犯カメラについて、必要に応じた設置を行い、適切な維持・管理及び計画的な更新を行います。 また、防犯意識向上に向けた啓発活動を行ない、防犯ボランティア団体と連携した防犯パトロールなどを実施して、住民の防犯意識の向上に努めます。	総務課 教育委員会
不審者対策の推進	学校への不審者対策として、防犯カメラを設置しています。 また、登下校時における見守り活動を行います。	教育委員会
インターネット・SNS 等に関する啓発	インターネットや SNS などの正しい使い方、危険性について児童生徒への教育及び保護者への啓発を行います。	教育委員会

基本目標 5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

(1) 児童虐待防止対策の強化

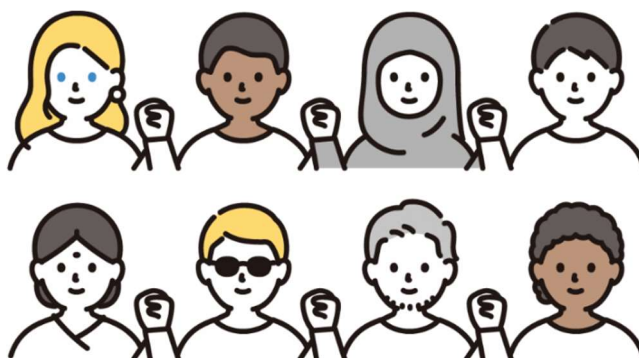
事業・施策	展開方向	担当課
虐待発生予防に向けた取組の推進	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診未受診者及び未就園の子どもの把握等を行い、関係機関との情報共有により、支援・介入が必要な家庭の早期発見に努め、虐待の未然防止を図ります。	保健衛生課 住民福祉課
利用者支援事業(こども家庭センター)	重層的支援体制整備事業において、すべての子どもとその家庭、そして妊産婦などに対する包括的で継続的な相談支援体制を強化するため、利用者支援事業(こども家庭センター型)の充実を図ります。	保健衛生課 住民福祉課
児童家庭相談事業	こども家庭センターや福祉事務所等の関係機関と連携し、子育て家庭の支援に努めるとともに、児童虐待の発生予防や早期発見・ヤングケアラーへの対応等、相談事業の充実を図ります。	保健衛生課 住民福祉課

(2) ひとり親家庭支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
ひとり親家庭等への経済的支援の実施	ひとり親家庭などに対して、生活の安定や自立を支援するため、児童扶養手当の支給や、医療費の助成を行います。	住民福祉課

(3) 困難を抱える子ども・家庭への支援

事業・施策	展開方向	担当課
生活困窮家庭等への支援	生活困窮者自立支援制度に基づき、県と連携して自立に向けての支援を行います。	住民福祉課
子ども食堂	子どもの孤立化を阻止する目的のもと、課題がある家庭への支援として、月に1回にしはらたんぽぽハウスで子ども食堂が開催されています。今後必要な家庭には、食事の充実、家庭環境の改善を図ります。	住民福祉課
外国につながる子どもへの支援	外国につながる子どもや、その過程がスムーズに教育や保育を利用できるよう、子どもや、家庭の状況を把握し、それぞれに対応した支援を行います。	教育委員会
準要保護児童生徒援助費補助事業	西原村就学援助事務取扱要綱に基づき、経済的理由により就学が困と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の援助を行います。	教育委員会
要保護児童生徒就学援助費補助事業	学校教育法第19条に基づき、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の援助を行います。	教育委員会



(4) 特別な支援を要する子どもへの支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
特別な支援を要する子どもとその家庭への経済的支援の実施	特別な支援が必要な子どもとその家庭に対して、障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの支給を行います。	住民福祉課
障害福祉サービスの充実	障がい児福祉計画に基づき、関係機関と連携し、障害児福祉サービスの充実を図ります。また、医療的ケアが必要な子どもがスムーズに支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育などの関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置します。	住民福祉課
障害児保育事業・障害児受入事業	集団保育が可能な障がいのある子どもについて、保育所での受け入れを行います。	住民福祉課
ノーマライゼーション普及啓発	障がいのある人もない人も、互いに尊重し合い、支え合いながらともに生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指し、幼少期から共に学び育つ教育に取り組むとともに、障害に対する正しい理解と認識を深める啓発活動を行います。	住民福祉課
要支援児就学サポート連絡会議の実施	外国につながる子どもや、その過程がスムーズに教育や保育を利用できるよう、子どもや、家庭の状況を把握し、それぞれに対応した支援を行います。	教育委員会 住民福祉課
特別支援教育就学奨励費補助事業	障がいのある児童生徒が特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の状況等に応じて補助を行います。	教育委員会
発達障害に関する研修会の実施	発達障がいへの理解を深めるために保護者及び教員向けの研修を年1回実施しています。	教育委員会
幼保小中連携会議の実施	子どもたちが進学した際に安心して通学できるように、幼保小中で情報交換を定期的に行います。	教育委員会

第5章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

本村では、村全体を1つの教育・保育提供区域として設定し、地域のニーズに応じたサービスの提供を推進します。

第2節 量の見込みと確保方策

(1) 推計児童数

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

◆西原村全域

単位 (人)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	46	47	48	49	50	51
1歳	41	52	53	54	55	56
2歳	46	45	57	58	59	60
3歳	49	49	48	61	62	63
4歳	64	53	53	53	67	68
5歳	61	67	56	56	57	71
6歳	60	64	71	60	60	61
7歳	65	62	66	74	63	63
8歳	62	66	63	67	76	65
9歳	69	63	67	64	68	78
10歳	65	72	66	70	67	71
11歳	71	66	73	67	71	68
合計	699	706	721	733	755	775

(2) 教育・保育事業

教育・保育事業は、小学校就学前の児童が保育所・幼稚園等を利用する事業です。

教育・保育事業の量の見込みについては、令和5年度に実施したアンケート調査から国が示す考え方に基づいて算出を行い、事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて値を設定しました。

◆認定区分と対象施設

認定区分		対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	保育所・認定こども園 地域型保育事業所

①1号認定(2号認定教育利用希望含む)＜3～5歳児＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	18	20	22	24
②確保方策	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
②－①	△20	△18	△20	△22	△24

■確保方策の考え方

現在、村内に幼稚園、認定こども園はありません。
近隣市町村への委託にて確保する見込みです。



②2号認定 <3～5歳児>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	141	131	142	156	169
②確保方策	154	154	154	154	154
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	13	23	12	△2	△15

■確保方策の考え方

村内2か所の保育所のほか、新たに保育所等の設置や公立保育所の民営化等を検討し、提供体制の確保を行います。

③3号認定 <0 歳児>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	19	19	20	20	20
②確保方策	18	37	37	37	37
特定教育・保育施設	18	18	18	18	18
特定地域型保育施設	0	19	19	19	19
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	△1	18	17	17	17

■確保方策の考え方

村内2か所の保育所のほか、新たに保育所等の設置や公立保育所の民営化等を検討し、提供体制の確保を行います。

<1・2 歳児>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	83	94	96	98	99
②確保方策	80	99	99	99	99
特定教育・保育施設	80	80	80	80	80
特定地域型保育施設	0	19	19	19	19
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	△3	5	3	1	0

■確保方策の考え方

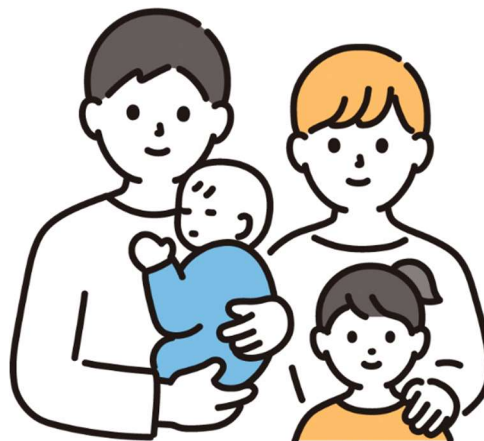
村内2か所の保育所のほか、新たに保育所等の設置や公立保育所の民営化等を検討し、提供体制の確保を行います。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、地域の子ども・子育て家庭の事情に応じて実施する事業です。事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて値を設定しました。

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ⑫子育て世帯訪問支援事業
- ⑬児童育成支援拠点事業
- ⑭親子関係形成支援事業
- ⑮実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑯多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑰こども誰でも通園制度



①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(か所)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

こども家庭センターにおいて利用者支援事業を実施予定です。母子保健・福祉部門での連携を深め、予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など、西原村として相談体制の強化、また、他機関・民間事業所との連携を図ります。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場を設置し、育児不安や子育てに関する様々な相談・助言等の子育て支援を行う事業です。

(延べ人・か所)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		2,700	2,800	2,800	2,800	2,800
②確保方策	延べ人	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800
	か所	1	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現在、子育てひろばを阿蘇こうのとり保育園に事業委託をしており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。また、核家族の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て背景の変化などで年齢に関わらず、子育ての不安感、負担感に対して相談できる場の提供、それに伴う民間の委託等を検討します。

③妊婦健康診査事業

妊娠中の健康の保持・増進を図るため、妊婦を対象に妊婦健康診査の受診券の発行を行い、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

(延べ人・か所)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	40	43	46	49	51
	延べ回	560	602	644	686	714
②確保方策	人	40	43	46	49	51
	述べ回	560	602	644	689	714
②－①		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

国が定める基本的な妊婦健康診査項目について、医療機関との委託契約により、通年実施します。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や相談・助言、養育環境等の把握を行う事業です。

(人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	40	43	46	49	51
②確保方策	40	43	46	49	51
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

本村の保健師により、対象児童のいる家庭への全戸訪問を継続して実施します。

⑤養育支援事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

(人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	2	3	3	3
②確保方策	1	2	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

本村の保健師により、対象児童のいる家庭への訪問を継続して実施します。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の身体上・精神上・環境上の理由により児童の育成が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

■確保方策の考え方

現在、本村での実施はしておらず、計画期間内での実施予定はありません。

今後は社会情勢等を考慮しながら、必要に応じて実施の検討を行います。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生の保護者を対象に、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録を行い、様々な育児の手助けを行う事業です。

(延べ人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	210	230	220	230	220
②確保方策	210	230	220	230	220
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

社会福祉協議会「子育てサポートセンターのぎく」で事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

⑧一時預かり事業

幼稚園在園児を対象にした一時預かり（幼稚園型）とそれ以外の一時預かり（幼稚園型を除く）があります。「幼稚園型」は、幼稚園在園児を対象に、保護者の急な用事等で家庭での保育が一時的に困難となった子どもを幼稚園で預かる事業です。「幼稚園型を除く」は、未就園児等を対象に、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを保育所等で預かる事業です。

【幼稚園型】

(延べ人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	4,100	4,200	4,200	4,200	4,200
②確保方策	0	0	0	0	0
②－①	△4,100	△4,200	△4,200	△4,200	△4,200

■確保方策の考え方

現在、村内に幼稚園、認定こども園はありません。
近隣市町村への委託にて確保する見込みです。

【幼稚園型を除く】

(延べ人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	90	95	96	98	100
②確保方策	90	95	96	98	100
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現在、にしはら保育園と子育てひろばの2か所で事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

保育所に通う子どもを対象に、保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

（人・か所）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(人)		142	145	145	146	147
②確保方策	人	142	145	145	146	147
	か所	2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現在 2 か所の保育所で事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

⑩病児・病後児保育事業

病中の子どもを家庭で保育できないとき、看護師等がいる専用施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

（延べ人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現在、村内に実施している施設はありません。熊本市ほか近隣市町村との広域連携により対応します。

⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後・長期休暇等の適切な遊び・生活の場を提供し、心身の健全な育成を図る事業です。

（人）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1 年生	32	36	30	30	31
	2 年生	20	21	24	20	20
	3 年生	14	13	14	16	14
	4 年生	6	6	6	6	7
	5 年生	2	1	2	2	2
	6 年生	1	1	1	1	1
	合計	75	78	77	75	75
②確保方策		75	78	77	75	75
②－①		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現在 3 か所の学童保育クラブで事業を実施しており、引き続き長期休暇の利用等、利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

⑫子育て世帯訪問支援事業

家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいの家庭へヘルパーが訪問し、家事支援する事業です。

■確保方策の考え方

現在、本村での実施はしておらず、令和 7 年度から産後 1 年未満を対象に産後家事支援事業を実施します。

⑬児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場所を開設し、生活習慣の形成、学習サポート、食事の提供等の支援を行う事業です。

■確保方策の考え方

現在、本村での実施はしておらず、計画期間内での実施予定はありません。

今後は社会情勢等を考慮しながら、必要に応じて実施の検討を行います。

⑭親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者等に、講義やグループワーク等を通じ、相互の悩みや不安を相談・共有、情報交換ができる場を設け親子間の適切な関係性の構築支援を行う事業です。

■確保方策の考え方

現在、本村での実施はしておらず、計画期間内での実施予定はありません。
今後は社会情勢等を考慮しながら、必要に応じて実施の検討を行います。

⑮実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具の購入費用、行事への参加費等を助成する事業です。

■確保方策の考え方

国や近隣市町村の動向を踏まえ、事業の検討を行います。

⑯多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援を必要とする子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の「提供体制の確保を図る事業です。

■確保方策の考え方

国や近隣市町村の動向を踏まえ、事業の検討を行います。

⑰こども誰でも通園制度

普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所等で定期的に預かる事業です。

(時間)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		0	240	270	300	330
②確保方策	必要定員数	0	1	1	1	1
	時間	0	240	270	300	330
②－①		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

市町村では令和 8 年度からの実施が義務となっています。どのような形態で実施できることが本村の保護者のニーズに合うのか検討します。

第6章 計画の推進と進捗管理

第1節 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な分野にわたるため、関係部局と連携・調整を図りながら本計画の各種施策（事業）を推進します。

また、保育所・幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また、自治会等の地域組織と適切な役割分担のもとで連携を強化し、子ども・子育て支援法の理念に基づいて、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

第2節 関係機関との連携

子ども・子育て支援施策は、児童手当や子育てのための施設等利用給付等、国や県の制度に基づいて実施を行うものや、近隣自治体との連携を必要とする事業が多くあります。

そのため、国や県、近隣自治体との連携のもと、計画の推進を図ります。

第3節 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、PDCA の考え方を踏まえて評価・点検を行い、進行状況の把握を行います。また、子ども・子育て会議にて意見を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて本計画の見直し・改善を図ります。

■PDCA サイクル

